平成２２年（フ）第９５２６号
大阪府八尾市北久宝寺２丁目１番１―707号
債務者　浦野　　博
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７８７号
大阪市西成区花園南２丁目９番15―305号
債務者　登山　俊和
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７９９号
大阪府豊中市島江町２丁目17番１号
債務者　宮園　忠雄
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８７１号
大阪市淀川区三津屋南２丁目20番48号
債務者　松木　暁子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８７９号
大阪市北区本庄東３丁目４番２―1202号
債務者　髙井　昭仁
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９６１号
大阪市西区江之子島１丁目１番９―505号
債務者　塩屋　由樹
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２号
大阪府大東市灰塚２丁目６番３号
債務者　光山　愛子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１号
大阪府八尾市東山本町７丁目３番20号　リバーサイド竹田201号
債務者　八代　実香
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３号
大阪府摂津市別府２丁目32番１号
債務者　江口　啓子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４号
山口県周南市大字大島184番地
債務者　玉上美和子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２３０号
山口県周南市大字徳山1648番地の９
債務者　上田　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２３１号
山口県周南市住崎町13番23号つづみ荘208号
債務者　上田　和範
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２３５号
山口県周南市戎町２丁目１番地、前住所山口県周南市梅園町３丁目１番地の１　梅園ハイツ207号
債務者　服部　千香
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１２０５号
北九州市八幡西区日吉台３丁目26番16―402号
債務者　杉本　　猛
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２０６号
北九州市八幡西区日吉台３丁目26番16―402号
債務者　杉本　禎子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２２６号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番４―1208号
債務者　大神　良子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２５０号
北九州市小倉南区徳力６丁目１―25介護施設しあわせ
債務者　片岡　昌子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２５３号
北九州市小倉南区八幡町２番２号
債務者　坂本奈央子（旧姓古清水）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部